

平成24年度第2回東久留米市社会福祉審議会子育て支援部会議事録

1 日 時

平成24年9月28日（金）午後7時00分～午後9時14分

2 場 所

市役所7階 703会議室

3 出 席 者

〔審議会委員〕

福地部会長、川村副部会長、石浦委員、磯部委員、小又委員、大工原委員、武田委員、
廣本委員、宮崎委員、渡部委員

〔事務局〕

西川子ども家庭部長、保木本保育課長、相川子育て支援課長、田之上子育て支援係長
西川児童係長、櫻井管理係長、有原保育係長

事務局： 皆さん、こんばんは。お待たせいたしました。

子育て支援部会の委員10名でございますけれども、先ほど〇〇委員から、
若干、5分程度おくれるという連絡がございましたが、定刻になりましたの
で、9名の方おそろいですので、これにて開会させていただきたいと思いま
す。

本日は、東久留米市社会福祉審議会子育て支援部会第2回でございます。
審議会条例第6条の規定により、部会員の半数以上、10名中9名が出席さ
れておりますので、会議は成立しております。

本日は、前回お示ししたスケジュールのとおり、保育サービスの受益者負
担についてということでご討議いただきたいと思いますので、そのあり方に
ついてお示しいただければと思います。

では、これより、進行につきましては部会長さんに、引き継いでいきたい
と思いますので、よろしくお願いいたします。

部会長： 皆様、ご苦労さまです。よろしくお願いいたします。

では初めに、前回、各委員より要望のありました資料について、各担当よ
りご説明をお願いします。

事務局： 前回の第1回子育て支援部会で、ご請求のありました資料を事前に送付いたしました。説明が多少長くなりますが、なるべく簡潔にご説明申し上げますのでご容赦ください。

まず、資料23をごらんください。資料23は、認可保育所、認定こども園、認可外保育所の定義を簡単にまとめた資料でございます。児童福祉法第24条には、市町村は保護者の労働または疾病等の事由により保育に欠ける場合において、保護者から申し込みがあったときは、その児童を保育しなければならないとなっており、市町村に保育の実施義務が課されております。

保育所は、大別して認可と認可外、以前は無認可と呼んでおりましたが、あります。認可保育所は、国が設けた基準に基づいて認可された保育所ですが、認可を受けていない保育所は、全て認可外に分類されます。なお、東久留米市では保育園と言っていますが、保育園というのは通称で、法令では保育所と呼んでおります。このほかに、認定こども園というのがありますが、これについては、後ほどご説明いたします。

認可保育所には公立と私立があり、公立は、さらに運営が市町村の公設公営と、それから、運営が民間事業者の公設民営がございます。これらは同じ国の最低基準、現在は地方分権改革の推進により、都道府県により最低基準が条例化され、東京都でも今年度から児童福祉施設の設備及び運営に関する基準として施行されましたが、この基準に基づいて、保育士の配置が、例えば、乳児おおむね3人につき1人以上とか、保育室の面積は幼児1人につき1.98平方メートルとか、そのように設置をされております。

また、運営費についても、国や都道府県、市町村の負担割合が決められており、国基準の運営費から、国基準の保育料を差し引いたものを2分の1、あるいは4分の1にして負担をしておりますが、平成16年度から公立保育所の運営費負担金は一般財源化され、国と都の負担にかかわる規定が廃止されたのは、前回ご説明申し上げたとおりです。

また、公立も私立も保育料は同じで、市町村ごとに決めることができ、保護者の申し込みや入所の決定も全て市町村になります。

認可外保育所には、自治体が独自の基準に基づいて認定し、補助金を出している保育所、例えば、東京都の認証保育所や横浜市の横浜保育室などや、

同じく東京都独自の制度で、パートの方など短時間就労者向けに、複数月にわたり継続的な保育が必要なお子さんを預かる定期利用保育や、保育士、看護師、教員等の有資格者が自宅等で3歳未満の乳幼児5人以内を預かる家庭福祉員制度があります。認証保育所、定期利用保育、家庭福祉員については、東京都と市町村から運営費の補助が出ておりますが、利用者と施設との直接契約になり、入所や保育料の決定も各施設が決定をいたします。

それから、認定こども園は、幼稚園と保育園を一体的に運営する施設として、平成18年度から制度がスタートしたもので、就学前の児童を、保育に欠ける、欠けないを問わずに受け入れ、幼児教育と保育を一体的に提供する施設でございます。地域における子育て支援を行う機能もありまして、構成する施設により幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つの類型に分かれます。

認定こども園も、東京都と市町村からの運営費の補助が出ておりますが、こちらでも利用者と施設の直接契約になります。入所や保育料の決定も、各施設が決定をいたします。なお、認定こども園の保育年齢の欄ですけれども、「1歳～2歳」と書いてありますが、これは東久留米市の認定こども園の例で、先ほどご説明いたしました類型ごと、あるいは園ごとに異なります。

あと、このほかに資料23には記載していないのですが、企業や病院などが従業員のために設置している、いわゆる企業内保育所とか、院内保育所と呼ばれる保育施設がございます。あるいは、また、ベビーホテルと呼ばれている民間保育施設があります。こちらには、東京都や市町村からの運営費の補助は出ておりませんし、無論、利用者と施設の直接契約となり、入所や保育料の決定も各施設が決定をしております。

それから、資料24は、一時保育の実施施設数、延べ利用人数及び利用料をまとめたものでございます。一時保育は、保護者の就労の有無にかかわらず預かるもので、例えば冠婚葬祭ですとか、育児疲れなどの理由でも利用でき、現在、市内では公設民営2園、私立保育園4園、計6園で実施しております。半日利用、1日利用あわせて、昨年度、延べ1万2,815人の利用がありました。

続きまして、資料25は、認可外保育所にお子さんを預けていらした方が、

今年度当初の認可保育所入所申込者の中に何人いらっしゃったかという資料になります。今年度当初の入所申込者は全部で482人でしたが、そのうち、申し込み時点で、既に認可外保育にお子さんを預けていた方は60人でした。今年度当初入所の申込は、昨年12月だったんですけれども、12月時点の認可外保育所の入所児童数は126人ですから、およそ半数の方が認可保育所に入所申し込みをされたということになります。その後、入所申し込みをされた60人のうち、33人の方が認可保育所へ入所しております。

資料26は、多摩26市の認可外保育施設の保護者助成金をまとめたものでございます。26市中19市で何らかの助成を実施しておりまして、実施していないのは東久留米市を含む7市のみとなっております。中には、福生市のように保護者が払っている認可外保育所の保育料と、認可保育所に入れた場合の保育料の差額を補助する自治体もございます。

資料27は、市の少子化のデータでございます。これは、過去5年間の0～14歳の年齢別人口の推移であります。市の全人口は、ほぼ横ばいですが、0～5歳までの未就学児童数は年々減少していることがわかります。

それから、資料28はご請求のものではありませんが、東京都23区と26市の保育料の一覧になります。例えば、第1子ですと、3歳未満児では、23区で一番高い保育料を徴収しているのは足立区で6万8,500円。それから26市では、青梅市の6万2,000円となっております。3歳以上では、23区で一番高い保育料を徴収しているのは、やはり足立区で3万3,600円。26市では、これも青梅市の5万1,000円となっております。注目すべきは、第3子以降の保育料で、下のほうにページが打っておりますけれども、214ページ、あるいは215ページをごらんください。23区では、16の区が第3子からも保育料を徴収しておりますが、26市では、逆に21市が保育料を無料にしております。

それから、資料29も委員ご請求のものではありませんが、前回、横浜市の保育料が国基準に対して高い割合になっているというお話をさせていただきました。これは、横浜市のホームページからダウンロードしたものでございますが、第3子の欄に、私どもで手書きで記載してあるのが、国基準の保

育料に対する横浜市の保育料の割合で、東久留米市の場合ですと、国基準保育料の約52%であるのに対し、横浜市は、3歳未満児では、階層にもよりますが、総じて高く、100%を超えて、国基準保育料よりも高い保育料になっている階層もあります。

資料30から33については、子育て支援課長からご説明申し上げます。

事務局： それでは、資料30のご説明をさせていただきます。前は、この学童保育の運営費につきましては、実績については、財源の内訳をお示ししていただきましたけれども、用途分類をわかるようにしてほしいというご質問がありましたので、今回このようにしております。基本的には、人件費、間食費、教材関係、光熱水費、通信その他と大体5つの分類に分かれますので、その分類の金額とパーセンテージを示したものでございます。

続きまして、資料31でございます。これにつきましては、近隣の市の部分はどうかということでございます。近隣、小平、東村山、西東京、清瀬に調査依頼をいたしましたけれども、結果的に3市のみのご回答をいただきました。ここで見ますように、各市の状況から見ますと、児童1人当たりの、1年間当たりの経費でございますけれども、小平市については30万2,000円、東村山市は28万3,000円、そして西東京市は31万2,000円という形で、1人当たり、ほぼ28万から30万くらいの経費がかかっております。人件費、間食費、その他につきましても表を見ていただければわかりだと思えます。そして、前回は西東京市が民営化をしているので、保育料はどの程度かかっているのかというご質問がありましたので、この資料31の一番下でございますけれども、西東京市の民間委託学童保育所についてのデータを載せております。学童保育所につきましては、31カ所中、委託が7カ所、直営が24カ所という状況でございます、保育料につきましては5,000円、内訳としまして育成料が4,000円、間食費が1,000円という状況でございます。

資料32でございます。前回は、下里しおん保育園で障害児の学童保育をやっているからということでお話がありましたので、下里しおん保育園にお尋ねしたところ、現在はその他の通所事業の登録メンバーでありながら、さらにしおん学園の保育園の卒園生である方に対してのみサービス提供をし

ており、実際その分についてはサービスが二重になるため、学童保育料については徴収していないということでございましたので、比較はできませんので、実際そのほかとしまして、市内の団体として、もともとはわかくさ学園で、共働きなりをされている方の親御さんの保育というところで、わかくさ学園が終わった後の保育をしているかるがもという団体がございますので、これは20年くらいやっておりますけれども、その分のデータがございましたので、とりあえずここにお示ししております。ここにつきましては、市内の学校に通っているお子さん、それと特別支援学校に通っているお子さんという形で、内訳と人数を示させていただきました。これについては、学童部ということで18歳未満のお子さんを対象としておりますので、とりあえず、現在通っていらっしゃいます高等部3年生まで、18歳までのお子さんについて、データとしていただきまして、載せさせていただきました。また、保育料関係につきましては、下のほうに載っておりますように、放課後と1日保育なり、その辺について、また時間についても延長料金とか、また別途送迎をされる方については、その距離なりに応じていただいているという情報でございます。

続きまして、資料33、幼稚園におけます一時保育の状況でございます。市内には、私立の幼稚園が8カ所ございますので、2ページにわたり載せさせていただいておりますけれども、通常の幼稚園の保育料と預かり保育の時間及び料金について、掲載させていただいております。一応、8園の状況につきまして、預かる内容は若干違うと思っておりますけれども、内容としましては、お預かりしている時間、そして1回の料金という形で載せさせていただきました。

以上でございます。

事務局： 続きまして、本日配付いたしました資料34、35、36は、今日の審議のたたき台というべき資料でございます。今回の諮問でもご説明申し上げましたが、市では次世代育成支援対策推進法の規定に基づき、次世代育成支援行動計画後期を策定し、多様なサービスの提供や待機児童の解消、学童保育事業の推進を図ってまいりました。しかしながら、市財政の状況は、市税収入が減少し続けていること、地方交付税などの依存財源が期待できないことか

ら、税以外の収入確保や、受益と負担の適正なあり方の検証、アウトソーシングなどに取り組んでおりますが、依然として厳しい状況には変わりありません。この間、公立保育所の運営費の国庫負担が平成16年度以降、一般財源化され、都の負担金もあわせて廃止となったのは先ほどご説明申し上げたとおりです。市では、このような状況でサービス拡充を図るために、今以上の一般財源を投入することは困難と考え、利用者負担の適正なあり方について検討を行いました。

資料34-1をごらんください。現行の保育料ですが、ご夫婦共稼ぎで児童1人のモデル世帯で試算をし、所得税が課税されるD1からD16までの16階層を対象に、保育料の世帯収入に対する負担割合を調べましたところ、D1からD9までの階層は、収入に応じほぼ右肩上がりになっているのに対して、世帯収入700万円以上のD10階層から上の階層にかけては、負担割合が逆に低くなっていることがわかりました。後ろにつけてある、カラーで印刷してあります現行保育料の負担割合をごらんいただくとわかりやすいかと思いますが、3歳以上ですと、D1の2.67%から始まって、D9の3.90%、あるいは4.25%まで緩やかに上昇していきますが、D10からはD16の2.19%に向かって下降しているというのがおわかりになると思います。3歳未満児に……。

事務局： ちゃんと全員が見ているかどうか、確認してください。委員の皆さん。

事務局： カラー印刷のほうをごらんになっていますか。

事務局： こちらの表です。

事務局： 現行の保育料の負担割合と書いてあるものでございます。D10からD16の2.19%に向かって下降しているというのがおわかりになると思います。上の3歳以上児のところです。

3歳未満児、下に関しましてはD8からD9を頂点に、一旦下がってから横ばいとなっています。これは、夫婦共稼ぎ、児童1人の場合なんですが、夫婦共稼ぎ、児童2人の場合でもD9を頂点に下がっていくという同様の結果になりました。赤と青で上限値と下限値があるのは、D1とD16を除いて、階層の収入に幅があるということで、パーセンテージが若干違ってくるためです。保育料の徴収につきましては、児童福祉法に保護者から当該保育

費用を徴収した場合における家計に与える影響を考慮して、徴収することができるようになっておりまして、利用者の負担能力を勘案した応能負担が基本とされております。

今、ご説明申し上げましたように、現行の保育料が所得に応じた右肩上がりの応能負担となっていないことから、世帯収入で700万円以上883万2,000円未満のD10階層から、世帯収入で1,385万円超のD16階層、薄く網かけをしているところですが、に関して約6%の値上げを行ったのが、A3横の、次の資料をごらんいただきたいのですが、こちらがA案で、3歳以上で月額1,300円から1,500円、3歳未満児で月額1,900円から3,100円の増額となっております。右肩上がりにはなりませんでしたが、収入における負担割合が、D10からD16階層に関して、0.15%から0.25%上がっております。

これに対して、次の資料をごらんください。D1を除く3歳以上児の全ての階層で、負担割合が3%を超えるようにしたのがB案となっております。3歳未満のD10からD16と、3歳以上のD10とD11はA案のままで、D12を約12%、D13を約20%、D14を約33%、D15とD16を約40%の値上げを行い、3歳以上で月額1,300円から1万1000円の増額となっております。収入における負担割合は、所得の高い階層で、A案より応能負担となっております。

もう一枚めくっていただきまして、A案、B案に対して、さらなる応能負担を図ったものがC案となっております。こちらはかなりの負担増になってしまうので、ご理解を得るのがなかなか難しいかもしれませんが、3歳未満のD10からD16について約13%、3歳以上のD10を約22%、D11を約35%、D12を約42%、D13を約52%、D14を約68%、D15を約77%、D16を約75%の値上げを行い、3歳以上で月額5,000円から1万9,100円、3歳未満で月額4,200円から6,800円の増額となっております。収入における負担割合が、D10以上の階層では4%台になるように、4%弱から4%後半になるように設定しております。それでも、26市で一番高い青梅市の保育料を超えてはおりません。

後ろにA案、B案、C案それぞれのグラフをつけましたので、これを見比

べていただければ、D 1 0以上の階層がどのように変化しているのか、一目瞭然でおわかりになると思います。現行の保育料負担割合がD 1 0から下がっているのに対して、A案では勾配が若干緩やかになり、B案ではどの階層でも3%台を超えるようになって、D 1 0以降は横ばいになっている。さらにC案になりますと、D 1 0以降の階層でも4%前後を超えるように設定しております。

これを現在の階層ごとの人数に当てはめて試算したものが、資料3 4－2になります。現行は合計で3億2,969万円ですが、A案だと3億3,931万円で962万円の増、B案だと3億4,838万円で1,869万円の増、C案だと3億7,796万円です。4,826万円の増となります。この一番下のところですね。「A案－現行」とか、「B案－現行」とか書いてある数字になります。

事務局： A 4判の保育料月額基準表の右下のところですね。総合計と書いてあるところですよ。

事務局： 一番下のところでございます。

階層の中が、3段書きになっているのは、上段が第1子、中段が第2子、下段が第3子それぞれの保育料と人数の計になっているためでございます。

それから、ちょっと戻っていただいて現行どおりの保育料月額基準表の一番下のところに賦課徴収金額というのが書いてございますが、これは前回ご説明しましたとおり、賦課徴収金額といって保育料の特殊な例で、C 1からD 1階層の方で、所得は低いけれども一定の固定資産がある方に対しては、1つ上の階層の保育料を負担していただく仕組みでございます。ただし、多摩26市中でこれを設定しているのは東久留米市を含めて4市のみということで、対象者の範囲が明確でなく、市外に固定資産を持っている場合の把握が困難なため、申請主義をとっております。ごらんのとおり、賦課徴収金額をいただいている方は誰もいない状態でございます。国の月額基準表にも以前これがあったのですけれども、児童福祉法改正に伴い、削除された経緯がありますので、今回削除させていただきたいと考えております。

それから、めくっていただきまして、最後の資料になります。順番が前後いたしますが、資料3 6は、先ほどご説明いたしました資料2 6の多摩2 6

市の認可外保育施設の保護者助成金をグラフにしたものでございます。助成額が定額の市で一番高いのが、武蔵野市と稲城市の2万円。一番低いのが東村山市の5,000円となっておりまして、そのほか、調布、小平、福生、狛江、東大和の5市に関しては、例えば、市民税の所得割に応じた額や、認可保育園保育料との差額になっております。定額の14市の平均は1万2,636円になります。

仮に、今回この保護者助成が必要となった場合に、どのくらいの予算が必要かというのを試算したのが前の資料35になります。今、認可外保育所に入っていらっしゃる方の延べ人数、要するに、人数掛ける12カ月で、1,384人になりますので、5,000円の場合で692万円、10,000円の場合で1,384万円になります。保護者助成を実施している市の平均が1万2,636円という現状や、前回資料16でご説明申し上げましたように、認可外から認可保育園に入所した世帯の80%が、保育料が1万円以上安くなったという事実も把握しておりますが、市としては厳しい財政状況にあることから、もし子育て支援部会のご意見が助成となり、社会福祉審議会のご意見が助成となれば、予算の範囲内で助成をさせていただきたいと考えております。

あと、認可外保育施設の保護者に助成をした場合に、所得の高い世帯ですと、認可保育園の保育料よりも安くなってしまうという逆転現象が生じてしまうため、所得制限も視野に入れて考えております。

長くなりましたが、私からの説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

部会長： ありがとうございます。

説明のうち、わからないところとか、それを少し質疑応答といいますか、ご質問がございましたら。資料についてのみですね。

よろしいでしょうか。

どうぞ、〇〇さん。

委員： 資料23の保育施設の定義に関してなんですが、そこで月額保育料と書いてある欄がありますよね。これで、認定こども園までは市に準ずるということですから、前年度の所得に応じた保育料と考えてよろしいですか。認定こど

も園は。

事務局： そのとおりです。

委員： わかりました。認証保育所に関して、この額になっているんですけれども、今回のテーマの1つでもありましたのは、認可保育園と認可外保育園の利用料の差があり過ぎて、公平感を持ってほしいということだったんですけれども、これで単純で見ますと、認可保育園よりも、認証保育所のほうが安く見られわけです。ですから、実際に例えば、この認可保育園とか、認定こども園の場合の、言い方がちょっとあれなのかも、基本料に関しては、保育時間が何時から何時までなのか、認証保育所の場合は何時から何時までなのか、この間、僕の娘の保育園が、認証保育所に預けた方にお聞きしたんですけれども、9時から5時の月額のほかにも、やはり朝早い時間とか、5時以降の時間に対して、いろいろ、今の保育園と同じように預けてしまうと、例えば、5万円から6万円はかかっていたと。基本料は安いんでしょうけれども、そういう保育時間の部分だとか、時間外のそういうところを教えていただきたいなど。

あと、認可保育園に関しては、ここの中に給食費も入っていましたよね。認可外の場合は、給食費は別だったということも話をお聞きしていますので、ここで今わかる時点での補足をお聞きしたいと思います。

事務局： 例えば、認証保育所ですと、延長料金が30分2,400円であるとか、あとは昼食も6,000円とか7,000円とかかかります。これは、市内のある認証保育所のA型の例なんですけれども。

委員： ここではこういう額になっているけれども、実際には、例えば、8時半から6時半まで預ける、1から7、それぞれで預けた場合で考えていくと、5から7に関しては認可保育園よりも高くなると、こちらで考えてよろしいわけですか。

事務局： そうですね。基本時間が8時半から5時までとなっていますので、それ以前の午前7時から8時半、あるいは午後5時から8時については、延長料金の30分2,400円であるとか、そういった料金が発生してまいります。

委員： わかりました。

部会長： ほかにございますか。

委員： 資料３４－２で、Ｄ１０の世帯から値上げとおっしゃっていて、Ｄ１０というのは７００万円収入があるということで、この収入は夫婦の両方の合計ということになりますよね。

事務局： はい。世帯収入になります。

委員： そうですね。７００万円の世帯というのは、イメージ的にどういうふうな世帯なのかというのが、ちょっとイメージがつかないので、説明をしていただきたい。人数的に一番多いではないですか。多分、７００万円という数字は大きいけれども、夫婦で働いて７００万円ということで、いろいろなことでお金がかかるし、これから住宅ローンを持っていったりとかという世帯なのかなと思うので、そこら辺のイメージがどうなのかなと。余裕のある世帯なのか、全然余裕のない世帯なのかなという気がするので、７００万円という数字だけではなくて、どういう家庭像なのかなというのを聞きたいと思って質問しました。

事務局： ちょっと私から。なかなか答えるのは難しいんですけども、今、〇〇委員がおっしゃるような、イメージとしてどんな世帯かというところまでは、私も正直に申せば把握しているわけではないんです。この資料にありますように、夫婦共稼ぎでお子さん１人の３人世帯の場合ということであります。今、この資料の関係で申せば、先ほど担当課長からも申し上げたように、今回この資料でお示したものは、先ほどグラフのところでもお話ししたように、所得に対して比率ということで、先ほど申したように、それぞれのＤ階層１６分割あるわけですけども、所得に応じて、大体利用料、つまり料金が比率としてどのくらいなものかなということが、この横長の一番右側のほうにパーセンテージということで示してあるわけです。それで、今、〇〇委員からお話があったように、具体的にどんなご家庭かということは、イメージも含めてお答えできないんですけども、今日ご議論いただくときの視点としては、こちらの考え方としては、応能の比率、この比率は、さっきグラフでも説明したように、緩やかに上昇、ずっと右肩上がりであったものが、ちょうどこのＤ１０階層をきっかけとして、逆に比率がずーっと下がっているということが、１つ結果として出ていた。そういったところに着目したときに、たまたまＤ１０階層をといたところから、比率が下がっているとこ

ろを、今回、応能ということを見越したときに、そのところは少し、改めていくことがどうかということを含めて、3つの案をお示ししたということです、〇〇委員のご質問にはお答えできなくて恐縮、申しわけないんですけれども、そういったことで、この資料を用意させていただいたところでございます。

委 員： とりあえず、数字上の比率で出したものだから、世帯の状況というのは横においてと。

事務局： そうですね。大変申しわけないんですが、具体的にどのようなご家庭かというのは、そこまでは、ちょっと申し上げられないです。

事務局： その層は人数が多いですので、夫婦ともに正規雇用の方もいらっしゃいますでしょうし、夫が正社員で妻がパートという方もいらっしゃいますでしょう。まちまちなので、具体的にこれだということを申し上げるのは難しいです。

委 員： 夫婦共稼ぎでやっていて、子供を保育園に預けてという、一番人数が多いところのラインですね。

事務局： 結果的には、データで見るとちょうどこの階層のところから、ちょうどここを山にして、比率が下降になっているという、この部分がちょうどD10階層に当たっていたということなんです。それも1つの資料として、ご提示したものでございます。

委 員： もともと意図があってこうしたのではないの？

事務局： 違います。その負担の割合を調べてみたらそういうことになったんです。

事務局： 全く意図はありませんで。

部会長： よろしいでしょうか。特に市役所のほうで、そういうところから上は安くするようなということにはなかったと。今までは。

事務局： そうですね。あくまでも客観的な視点として、整理した結果として今日ご提示をしてございます。

部会長： それでは、各資料についての質疑応答ができましたので、今回は保育所における保育料の受益者負担、応能負担といいたいでしょうか。それから、学童保育につきましては次回行いますので、それについてのご提案とかご意見、各委員の方から出していただきたいと思うのですけれども、その論点に絞って、なぜここで今、保育料を上げなくてはいけないのか。それは受益者負担とい

うところで考えていくと十分な理由と考えられる、応能負担ということですね、考えられるとは思いますが、その点についてご議論をお願いします。

委 員： いいですか。

部会長： どうぞ。

委 員： 今回、保育料ということなので、私どもも保育園父母会連合会という各保育園の父母会の代表が集まって、いろいろ情報交換をしている場ですから、今回のことなんかもその中でお話ししたりしたわけですが、やはり、立場上申しわけありませんが、保育料が上がることに反対としか言いようがありません。ただ、反対ばかり言っても、この間の委員さんのお話にもあったように論議にはなっていきませんから、あくまでも反対であるということは話しつつも、どういうふうに皆さんといろいろ話を組み合わせられるかという視点でお話ししていきたいと思うのですが、まず、お話ししておきたいのが、今回、市から、この時期に保育料のことも含めた論議をしていくということで持たれたので、私どもとしては、まずは、国のほうで数年後に消費税の増税がありますよね。消費税が上がる、それによって、市の財政は厳しいわけですが、それが市のほうにどのように影響を与えていくのか、消費税が上がることによって、収入とか支出、あるいは、先ほど700万円世帯のお話が出ていましたけれども、やはりこういった世帯に関しても税金が上がることで、どういうふうに変わっていくのか、家計に及ぶ影響。

今回、社会保障と税の一体改革ということでやっていますけれども、その中の1つとして、今回、保育制度、今の保育制度では資料23にあったみたいに、こういう区分になっていますが、子育て新システムになった場合に、さらにこれが複雑になっていく。その際に、例えば、今回保育料をいろいろ見直したとしても、新システムになった場合にどうなっていくのか。やはり、確かにD10階層まで行って、そこから先が上がっていないからとか、そういう部分は、百歩譲ってわからなくもないという部分はありますが、ただ実際は、収入が多いからといって全然苦しくないかということそうではないと思うんです。実際にいろいろと変わってきていますから。そういう部分では、保育園連合会としては、税制改革、消費税の部分だとか、新システムのこと

とか、それがあつ程度どうなるのか。実際新システムになったら、保育に関する補助金のあり方も変わってくる。今でさえ、国はどんどん認可保育園に対する補助金が減つていつていて、この間の話では、公立保育園は一般財源化されての国庫負担金が非常に厳しいという話。で、私立はある。でも私立に関しても国が一般財源化とか、そういうことをしようとしている流れがあるわけではないですか。となつたときに、今、いろいろな部分がはっきりしてから論じるべきではないかというふうに考えています。

あと、もう1つは、僕は確かに保育園父母会連合会から代表という形で出ていますが、保育料を考えるとときには、利用者の保護者の方に、今の保育料に関してどうでしょうか、例えば、高いですか、安いとか、あるいは、認可外保育園の方にも声を聞いて、その上で、実際にD10が一番多いかもしれないませんが、いろいろな階層の人たちから高いとか、安いとかそういう意見を聞く中で決めていくことではないかなというのが、初めに率直に申し上げておきたいと思います。

その上で、まずは、やはり、認可外保育所があるということの部分なんですけれども、やはりそこは認可保育園の数だけでは補い切れない、そういう現状があつて、認証保育所だとか、家庭福祉員とかいろいろなものがあるわけですから、でも実際に先ほどのお調べいただいたデータなんかを見ますと、やはり認可外保育所から認可に移つた方が、大体55%いらっしゃるわけですよ。ということはやはり、認可保育所に入りたい、でも入れなくてそつちに行つてゐる。そういう部分なんかでは、やはり何らかの補助、ほかの市みたいな補助はつけていくことが大事なのではないかなと。

これは市の財政事情からいつたら、なるだけ抑えたいという部分はわかりますが、待機児があるというのは、単に保育施設が足りないということだけではなくて、反対に、変な意味ではないですけれども、喜ばしいことではないかなと。これだけ、東久留米で子育てをしたいという人がどんどん来るから、待機児があるわけではないですか。これだけ、東久留米市が、子育て支援の町として、魅力ある町として、選ばれてゐるということだと思ふんです。

ただ、お金の部分の問題で、そういうところの問題はあるかもしれませんが、けれども、そういうところなんかで、もし市で、今後は、僕らとしては認可

保育園をもっと増やしてほしいとか、そういった意見はありますが、それが財政事情の上で認可保育園を建てるのは厳しい、そういう部分があるのならば、そこで認証保育園とかそういうところに任せると、それが待機児解消の1つとなるならば、この裏側のいろいろな問題として出ている保育料に関しては、やっぱりできる限りの補助をして、家庭の負担を減らして、やはりもっと東久留米市で子育てをしたいという部分をつなげていていただきたいと思うんです。

部会長： ありがとうございます。ほかに……。

事務局： ちょっとよろしいですか。議論のさなかで恐縮なのですが、〇〇委員が2つのことをおっしゃって、認可外のいわゆる格差の是正にかかわることと、それから保育料のこと、あわせてお話をいただいたわけなんですけれども、やはり議論の進行上といいますか、分けてやっていただけるとありがたいかなということで。

まずは、先ほど会長からもあったように、まずは保育料の関係の議論のほうをさせていただいて、それから次が、無認可の関係ということで、できればお願いしたいと思うんですけれども、よろしく願いいたしたいと思います。

部会長： そういう議論に進めたいものですから、保育料について、ほかにご意見ございませんでしょうか。

委員： いいですか。先ほど言っていた応能から応益に移るのは、何年くらいになるのですか。

事務局： 新しい子ども・子育て新システムになっても、応能負担というのは原則ですから、基本的には応能負担なんです。

委員： 応能負担なの。

事務局： 応能負担です。

委員： 制度が変わるんですね。

事務局： いいえ、変わりません。今も応能負担ですし、新システムになっても応能負担、その制度は変わらないということです。

事務局： これで、ちょっと私のほうからもよろしいですか、部会長。

部会長： はい。

事務局： 先ほど、〇〇委員からは、ご意見として、連合会を代表してということで、制度のお話とかございましたけれども、制度のことについては、今、国のほうから徐々にではありますけれども、少しずつ取り組みの方針が示され始めたところなんです。ですから、まだ具体的に十分な情報提供があるわけではないんですけれども、それで、新制度の話を若干申し上げますと、保育料とかこういったものに関しては、現在の国基準、国の考え方があって、基本的にはそれをそのまま活用して、とりあえず考えていくということは従前に聞いてはおりますけれども、そのほかについては、かなり具体的な内容はこれからなろうかと思います。これは今、そういう状況ですので。

それで、もう1つは、これも委員からございましたけれども、市の考え方として議会等でもいろいろ議論しておりますけれども、今回、審議会に諮問させていただいたということは、私どもの行財政改革の取り組みの中で、市の考え方として、保育料の審議については、行財政改革のプランにのっとって、今回、諮問申し上げたということでございますので、その辺のところは、そういう市の考え方に基づいてご諮問したということは経過としてございます。簡単ではございますが、その辺のところは申し上げたとおりでございます。

部会長： 保育料につきまして、今回の市役所の案というのは、応能負担ということを今までやってこなかったのではないかとこのところの問題として出しているものですから、今まで十分払っていたところと、払っていなかったところとの差がこれだけありますという資料を出してきているわけです。

ですから、そういうところについてのご議論をいただきたいと思うんです。十分出せるのに、出していなかったということなのか、それとも、先ほど聞かれましたように、そういう意識が何らか働いていてそうになっていたのかとか、いろいろ議論があらうと思いますけれども、そのところ、どういうふうにお考えでしょうか。

事務局： ちょっとすみません。補足をさせていただきますと、応能については、十分にやってこなかったといえますか、もともと法とか、そういったルールにのっとって、保育料を設定させてもらって、適用してきたわけなんですけれども、今回も改めまして、こういった比率に置きかえたときに、こういったグ

ラフ化などをしてみますと、やはり全体のバランスの中で見たときに、先ほど説明したように、結果としては比率、いわゆる応能という部分について、そういったところでバランスを見ますと、比率のところ、先ほど申し上げたように、結果としてなんですね、結果としてはD 1 0階層あたりから、それを境にして下降しているということは、改めてデータ化したときに整理したわけでございます。

そういったものを客観的な資料として今回ご提示申し上げ、そこで議論をしていただくためのパターンとして、やはり、そのところの、応能の比率とあったところに着目をした場合に、本当に応能ということで、右肩上がりをそのまま考えれば、A、B、Cで先ほど示した内容としてはC案のようなイメージになります。では、そこは比率として、おおむね皆さんに3%というラインでご負担いただくとどうなるかなといったところがB案となります。

それから、先ほど〇〇委員からありましたように、今の社会情勢、やはり社会背景としては非常に経済が厳しい状況の中で、一方で公共料金とかいろいろなことに対しても、確かに値上げの議論とかがさまざまございます。そういったところについては、東久留米市としても、そのところはやはり十分承知はしているところでございますけれども、そういったところで、いろいろと見直しということの中で、さまざま、いろいろなそういった公共料金等の改正といった議論も今やってきているわけですが、そういったところで言いますと、例えば、A案といったところでは、先ほど課長が説明しましたように、D 1 0階層以降のところを、そういったことも踏まえまして、1つはそこで6%程度、今後のいろいろな消費税等の議論もございますので、そのところは6%ということで、一律に、D 1 0階層からそれ以降のところを6%として、もし当てはめた場合にはA案のようになりますと、そのようなことをシミュレーションとして、事務局でご提案をしたところでございます。

そこで今、部会長から議論を促していただいたように、その辺のところを視点として見ながら、では、そういったところの考え方についてどうなんだろうかと、そういったところを皆さんでご議論をしていただければと思っていますところでございますので、よろしくお願いしたいいたします。

委員： ちょっと補足させてもらえますか。

国全体の社会福祉の行政で、戦後67年の流れというのを見なくてはいけないと思うんですね。ご存じのように、社会福祉全体としては、社会福祉基礎構造改革の前は、措置制度が原則で来たわけです。保育所については、保育指針の改定の中で、従来の応益負担から応能負担という考えが出てきたんです。市が必ずしも応能負担について努力してこなかったという結果ではないかとは言い切れないわけです。国自身がそういう状況の中なんです。

ただ、注意しなくてはいけないのは、なぜ社会福祉基礎構造改革で、保育所の保育の費用について、今までの応益負担から応能負担に切り替えてきたのかというところは考えないといけない。これは国の行革の中で来ているわけです。

これは、社会福祉の論議なんですけれども、一方で同じ社会福祉の中で、例えば、老人ホームの入所費用ですね、これも措置から契約へと来て、介護保険が導入されたわけなんですけれども、長年の措置委託の中では、例えば、老人ホームの入所費用ですが、本人と、本人が入所する前に生計を維持していた家庭の中での家計費の、年金を中心とした現金収入でカウントして、税制に見られるような累進課税ということで来たわけです。ところが、介護保険が導入されたことによって、そういうことから1割負担をすると、要介護認定を受けたら1割負担をするし、介護保険料を40歳以上は払うということで、応益負担から応能負担にかわってきたわけです。

そういう状況を考えると、税制上は典型的にあらわれています。現金収入に対して、あるいは不動産の所得に対して、あるいは保有に対して税金がかかるわけです。それが累進課税になるわけです。その点では、税制に比べて、社会福祉は今まで措置で来たので、応益負担にとどまっていた、応能負担になっていない。これはマクロの視点として、全員で、利用者も含めて認識しなくてはいけないと思うんです。

ただ、日本の場合と国際社会を考えると、日本の場合は現金収入で費用負担を応能負担で考えるわけです。本当はそれだけではなくて、例えば、不動産を持っている人、資産収入を見た上で、名実とも費用負担能力というのが実は決まってくるわけです。ここの部分はまだ、社会福祉基礎構造改革の中

でもそうですし、税制上の中でも、日本の場合は欧米に比べれば抜け落ちているということです。そこは気をつけないといけないところです。

それから、先ほどの議論で資料34-1のところで、D1からD16までありました。これは順番に、わかりやすく言えば、年収に対して3歳児未満、3歳児以上では保育料はどうかということで、保育料を出されていて、A、B、Cの3案を出されているんですけども、大事なのは、税金もそうですが、この層の中で一番多い、例えば、東久留米市内の共働きで児童1人の3人世帯で、年収はこの中でどの部分が一番多いのか、少ないのかというところを見ることも実は必要だと思うんですね。数字だけを追うんではなくて、全体をざっと見る。実質的な生活、あるいは収入世帯はどこの層が一番多いのかというのを見るのも実は大変重要で、これは国の出しているデータについて、そういう実質的なところは見なくて、一般的なところでざっと並べてみて、応能負担ということを言っているわけです。そこもまた、注意しなくてはいけないと思うんです。

いずれにしても、市が怠っていたということは、それは厳しい見方なのかなとは思いますが。しかし、本当の意味での行革をきちんとやっていれば、こういうことはなかったのかなという反省もあるのかなという気は、やはりあるのかなと思いますけれども。

部会長： ありがとうございます。ご意見はございませんでしょうか。

どうぞ。

委員： 障害分野は、措置から応能、措置の時代は応能で、今回の障害者自立支援法で応益負担になって、1割負担で3万7,200円。今、先生がおっしゃったように、当初は家族の資産を全部見られたんです。全部出せと言われて。それが、多分まだ日本の中ではなじまないんだろうね。それで、次の年からはそれを見なくていいということにかわっていったんですけども、3万7,200円から、やはり障害者は収入がないからということでどんどん下がって、今は負担ゼロの方が80%の状況にはなっているので、今、社会保障の一体改革を考えると、老人、障害、保育は、多分、医療も含めて一体になっていくという流れの中で、老人のやり方とか、医療のやり方が、多分我々のところにも来るのかなという思いがしているんですけども、そういう意味

では、しっかり親御さんたちが声を上げていかないと、なかなかこう、我々障害分野は、そういう意味では全国的にかなり声を上げて、それでおかしいというようなことを、考え方はいいけれども、実態には合っていないからということでやってきたんですけれども、そういうことが必要なのかなということと、〇〇委員がおっしゃったように、やはり東久留米市の中で、700万円という人たちの生活実態の中で、今が応能負担であるのであれば、本当に700万が能力のある数字なのかどうなのかというのを、やはり考えなくてははいけない。

我々は民間なんですけれども、民間はもう1つの視点として、やはり、値上げするんだったらどれだけ充実させるかという、やはりそこも利用者の方には、誠意として見せていかないと、ただ単に、整合性が、右肩上がりでなかったから上げますというだけでは、説得力に欠けるので、やはり、できればこういうサービスを目指していくとか、その在宅、なかなか入れない人たちの数を増やす努力をするとか、そういうような、きちっと返すべきものは返す、もらうものはもらわなくてははいけない状況もあるけれども、返すべきものは返したほうがいいのかないかなという思いもしております。

だから、A案、B案、C案というところでは、個人的には、今の社会情勢からすると、電気代も7月から上がって、そうなりとやっぱり、なるべく少ないほうがいいのかないかなと。先ほどゼロのほうがいいのかないということもあったんですけれども、そっちに近いかなと、自分なりには思います。

事務局： 今の部分なんですけれども、やはり、どのようにお返しをしていくか。ある意味、利用者の方々にどのようにお返しをしていくかというのは、やはりとても大事な部分でありまして、私どもとしまして、待機児の問題は保育サービスを語るにしても、待機児解消というのは本当に喫緊の課題だということで、限りがあるいろいろな条件の中で、私どもとしても最大限の努力をいたしているところだというのはありますけれども、また〇〇委員からもございましたように、どのような結果になるかは別としまして、やはり、いただいたものを還元する。還元するときに、今、未実施の部分のサービス、例えば、延長保育であるとか、一時保育であるとか、やはりもう1つは待機児解消、先ほど〇〇委員からもありましたように、議論はまた認証保育所の関

係は後にお願ひしますけれども、やはり私どもとしては、いろいろなことを考えていったときに、利用者の方が少しでも利用しやすくなるような環境を整えることが当然必要だろうと。

その中で、どのような取り組みができるかということで、ご議論をいただくわけですが、そういったところで、いただいたものをどのように還元するかというのは当然のこととしまして、いろいろなことを考えて還元していきたいとは思っているところでございます。

部会長： どうぞ。

委員： ○○さんのおっしゃったところで、私が感じたのは、例えば、自分が預けていたとしますよね。自分が預けることで、何というんだろう、保育をもらっている。それで、それに見合う保育料を出す。そういう意味合いで、おっしゃったのかなと感じたのですけれども、それは違いますか。

委員： そういう保育をしてもらっている……。

委員： 親としては、子供を保育してもらうわけではないですか。そこで、子供から見れば受益を受けているわけですよね。なので、それに見合う、親としてはその分を……。

委員： 払うと。

委員： 払うというか、見合うものを……。

委員： 1つは、そういったものを見ているわけだから、見た中で今までよりも子供が喜ぶようなこととか、値上げした分は、子供が安心できるようなことをしっかりとこういうふうにやりますというのが、例えば民間だったら、単純に上げますよと言っても、なかなか利用者の方は納得してくれないから、例えば給食費は、もう少しこういう献立をするので100円上げてくださとかいう値上げのお願いをするわけだから、単に応能のラインがこうだから上げますというだけでは説得力がないかなというので、そういうことを利用者の方にお示ししたほうがいいのではないかということをおっしゃっていただいたんです。

部会長： どうぞ。

委員： すみません。主婦の感覚でいきますと、この年収ですか、それは、やはり、800万円、900万円になると、多い家庭ではないかなと思います。それ

に対して、例えば1,300円上がるとか、1,400円上がるという形になった場合、やっぱり当然かなという気はします。

なぜならば、福祉を考えた場合、たしかに母子家庭とか、収入がない方は、保育料がゼロでも助けてあげなければいけない、力のかしてあげなければいけないと思いますけれども、やはり、年収がいっぱいになったところでの、確かに光熱費が上がったり、税金が上がったりすることを考えれば大変かもしれない。それから、その家庭のお金の使いぐあいというんですか、そういうのも違いますよね。いっぱいあっても、使わない人もいるかもしれない。それはその家庭によって全然違うと思いますので、やはりある程度線引きをしてやっていかないと、値上げと言ってはいけない、保育料の上げはできないのではないかなと思います。

そのときに、700万円を境にするか、800万円を境にするかというところでまた変わってくるわけです。だから、その辺を考えれば、上のほうと言っては変ですけれども、収入が多い方には、やはり、収入が少なくて認証保育所とか何かに来ている人もいっぱいいますので、考えていただければ、しようがないと思っていただくしかないのかな。そうやって皆さんと助け合っていくという考えに持っていったらいいのではないかなんて思いました。

保育料ですけれども、各園によってだいぶ違うんですよね。ここに書いてあるのは、先ほど延長料金のことが出ていましたけれども、延長料金を含めると高くなってしまったりというのはあるんですね。保育料ってなかなか上げられないんです。私たちもやっていて、6年やっていますけれども、6年ずっと3万円でやっています。8時半から5時まで預かって、給食費込みで3万円ですから、大変なんですけれども、でも、やっぱりなかなか上げられない。というのは、お母さんたちが、認証保育園に預けるお母さんたちは確かに収入のいい方と、それから本当にパートに出て働かないと家計を助けられない人がいるわけです。その辺は格差があります。やっぱり、大変な人たちを対象に考えると、なかなか保育料は上げられないでいます。

ごめんなさい、東久留米の場合は、前回いつごろ、保育料の改定があったんですか。

委 員： 24年。

委 員： 24年にあるの。

委 員： これは別のあれで、21年に。

委 員： 21年に上がっているんですか。

事務局： 20年にその当時、税源移譲というのがありまして、いわゆる所得税を下げ、住民税を上げるという三位一体改革で、そういうふうな改革がありまして、そのままにしていると、保育料は所得税に応じて決まるものですから、保育料全体の額が下がってしまうということで、それが、所得税が下がっても従前の保育料を確保できるようにということで、条例改正は平成20年4月1日にやっております。それが直近のものです。

委 員： 私、長い間、私立の幼稚園にも勤めていたんですけども、やはり私立の場合は、保育料を上げるときというのは、変な話、一方的ですよ。値上げをしますというのは前もって連絡しますけれども、例えば、入園願書受付の10月ごろとか、新しく入る子を募集するときとか、そういうときに上げるんですが、こちらの一方的なあれで保育料を幾らにしますという形でみなさんいらっしゃるわけですね。納得して来ているから……。

委 員： 私立は。

委 員： 私立の場合はね、そういう感じになってしまうんですね。

事務局： ちょっと補足すれば、私立と言っても、ここにある認可保育園というのは公立、私立を問わず料金体系というのは一緒なんです。

委 員： 一緒ですよ。

事務局： 今、〇〇委員がおっしゃっているのは、幼稚園とか、認証保育所とか、また、この後議論していただくグループの、そういったところは先ほど出たように利用者の方が直接、園と契約なさったりとかするものですから、その辺のところは料金にまちまちの部分が出てくるわけですね。

今、議論をお願いしているほうは、認可という枠組みの中で、公立、私立問わず認可保育所という体系という形でお示ししているものですから、その中では共通の内容としてお話をいただいているところです。

一方で、委員からは無認可といいますか、そういったところの例示もいただいたということもありますけれども。そのように分けた上で見ていただけ

ればと思いますけれども。

委員： すみません。一応、子供さんの、預かっている子供のニーズというのは、認可保育園であろうと、私たちみたいな認可外の保育園であろうとも、子供を持つ、保育に欠けるというそのニーズに関しては同じだと思いますので、例えば、公立の保育園、先ほど出てきた、本当に高所得の方が、その割合が少ないというのはちょっと納得がいかないかなという部分もありますし、その辺は上がってもいいのかなと私としては思うんですけども、その分、東久留米市内にいる子供たちが、施設に通わざるを得ない子供たちに対しては、公平な保育料のあり方というのができてくれば、すごくいいのかなと思うのですけれども。

事務局： そうです。私……。

委員： すみません。その辺はくっつけないといけないのかなと思うんですが。

部会長： 離して、そこは離して。認可外の参入については次の段階でやろうと思っていたんですけども、くっつけてどんどんお話をされているので、では、それについて。

事務局： 多分、今、〇〇委員がおっしゃっていることは、例えば、いわゆる親の立場で、基本的には認可に入りたいと思っていても、今あるように、結果的には認可に入れない方もおられる。でも、そういったときに受け皿として、と非常に言葉が悪いかもしれませんが、恐縮です、それ以外の選択肢という、認証保育所さんとか、家庭福祉員さんとか、幼稚園も含めてとかあるわけです。そういったときに、さっき申し上げたのは、今の環境が利用者の立場からしたときに、果たして利用しやすい環境はいかにというところがあるわけです。そういった面で言ったときに、次の議論のところでも、利用者の方々に少しでも利用しやすい環境の一環として、例えばそういう利用者の補助というのはいかがでしょうかということもあるわけですね、話としては。

それから、〇〇委員が多分おっしゃっていたのは、今度は、子供の立場というんですか。つまり、子供さんはどこに行ったって、子供の立場とすれば、同じサービスというとあれかもしれませんが、どこに行ったって子供さんにとって同じように育んでもらっているというのか、そういったところが大事なのではないかというふうにも聞こえたところがあるんです。

だから、そこが、公で預かっているところは、当然公の私どものサービスとして、さっき〇〇さんのお話にもありましたけれども、いただいたものというのはあるわけですから、そこはしっかりとお返しをしていくという視点は、とっても必要なことだし、それは本当に考えなくてはいけないところで、それは繰り返しになりますけれども、本当に最大限のいろいろなことを考えてやっていかなくてはならないと。

また、私ども以外の方々にとっても、やっぱり同じような立場で、お子さんをお預かりしているというときに、しっかりとお子さんが元気に、毎日本当に安心して過ごせるようにということで、皆さんもそういう努力をされているんだろうということがある。

それをトータルとして、東久留米という土俵の中で、基本的には子供さんの立場からすれば、本当にその辺のところが、ある意味どんどころに行ってもサービスが受けられるんだというような、私の勝手なあれかもしれませんけれども、〇〇委員のおっしゃっていることが、その辺のところと差があるかもしれませんけれども、そのようなことを考えながらということなのかなとちょっと思ったのですから。違っていたら申しわけないんですけども。

委 員： はい。

部会長： ほかにご意見はございませんか。

どうぞ。

委 員： 今回の保育料のいろいろな見直しの前に、今回の社会福祉審議会の前の社会福祉審議会の子育て支援部会で、このときも保育料のことについても議論がありました。このとき、僕も参加させていただいていて、いろいろ発言させていただいたんですが、立場上反対ということは言ってきましたけれども、このときは、値上げというか、上がる方向に決まったんですけども、ただやはり、上がるからにはどういうメリットがあるのか、それがきちんところらの利用者側、お金を払う側に説明がないと納得できない部分がありますということをお話ししたんです。ただ、その後そういった説明も何もなかったんですけども。

おかしな話なんですけど、昔は大体4年ごとに社会福祉審議会が行われる。そこで、4年ごとに行われているこの子育て支援部会のテーマというのは保

育料の改定が主だったと、だから、大体、東久留米市は4年ごとに变えてきたんだみたいな話を聞いたこともあるんですけども、確かに物価が上がったりだとか、人件費だとかいろいろな部分で見直さざるを得ない部分もあるでしょうし、国の補助金の部分もありますから、今の保育料を維持していくためには、仕方ない部分もあるかもしれない。

ただ、値上げするからには、その分、どういった部分にメリットがあるのか。ただ、これ上げたけれども今までどおりの保育は維持していきますと、今回は最低で6%になっていますけれども、例えば、20%上がりますなんてあり得ませんが、そうなったときには、認可保育園を増やしていきますからとか、上げた分、具体的なメリットとかが見えてこないと市の財政事情が非常に厳しいから値上げするだけという、いわゆる赤字補填みたいなそういったイメージにしか持てない部分があるんです。

先ほど、委員さんがおっしゃっていたみたいに、今、こうやってやっていく中で、もっと部長もおっしゃっていたみたいに、サービスがもっと増えていくし、広がっていく。それがあれば、ある意味、ちょっとのめる部分もあるのかなと。

その辺の見通しというか、メリットという部分がもうちょっと明確に見えてこないと、私ども利用者としては、素直には、仕方ないですねと言えない部分もあるということと、今回の保育料の案の部分なんですけど、あくまでも夫婦とお子さん1人の場合ですね。でも、実際もう1人いらっしゃったら、あるいは3人いらっしゃったら、そうなった部分はこれだけでは出てこないわけではないですか。先ほど、700万円のイメージと言っていましたけれども、これは捉え方がいろいろあるかもしれませんが、僕は厳しいのではないかなと。これが、持ち家の方なのか、しかもそれが親から代々家があって、ローンも払っていないおうちなのか、ここで買ってローンを組んでいるのか、あるいはパートなのか、それで全然違ってきますし、あるいはお子さんが最終的に高校まで行くかもしれない、その先大学に行くのかどうか、そういう社会設計、将来設計そこまでどう見ていくのかという部分ももちろんあると思います。だから、700万円と言っても、いろいろな方がいらっしゃると思います。お子さんの将来に関しては、家庭の背景に関しても。

でも、その部分を考えたときに、確かに右肩上がりのところ、ここであまって、そこから先の人もやはり負担していただいたほうがよろしいですみたいな部分もあるかもしれませんが、反対にそういう人たちが、例えば、2人目、3人目がいらっしゃるのではないかなと、僕は周りを見ていてそう思っています。ですから、決して、1,300円くらいなら大丈夫かなとか、そういう部分でおっしゃるかもしれないんですけども、非常に厳しいのではないかなというところがあります。

すみません。ちょっと確認したいところが、今回の保育料に関しては、平成22年度に税制改正で扶養控除が廃止になりましたよね。このまま所得税が増えてしまうと、保育料が値上がりしてしまうということで、厚生労働省から、これを改正しなさいということがあって、東久留米市の場合は、配慮していただいて値上がりしていない保育料で、これはこのままのベースで考えていいわけですか。

事務局： ちょっとよろしいですか。一番最後の質問ですけれども、確かに平成23年分からの所得税では、年少扶養控除の38万円と、16歳から18歳までの特定扶養控除の上乗せ分25万円が廃止されているんですね。それに関して、その影響が出ないように厚生労働省から通知がありまして、年少扶養控除と特定扶養控除の上乗せが続いたものとして計算をしなさいという税額計算シートというのが送られてきてまして、それに、今認可保育園に通っていらっしゃる方が1,700人弱いらっしゃるんですけども、お一人お一人それを全部計算しまして、保育料が上がらないように、今年度の保育料はそうなっています。今後もその考えでおりますので、その辺のことはちゃんと考えております。ただ、他市の例でいきますと、三鷹市ですとか、あるいは小金井市なんかはそれをしなかったんで、44万円上がったという例も聞いております。

その前のご質問なんですけれども、お子さんが2人だったらどうなのかと。それももちろんシミュレーションしておりまして、例えば、3歳以上が1人で、3歳未満が1人とか、3歳以上が2人とか、3歳未満が2人とかという場合でも、先ほど申し上げたように、例えば、3歳以上が1人、3歳未満が1人の4人世帯だと、やはりD9が8.42%、ここが頂点で下がってきて

いる。3歳以上2人の4人世帯だと7.57%、やはりD9を頂点に下がってきています。3歳未満児2人の場合はD9を頂点に10.12%なんですけれども、ここを頂点に下がってきているという状況がありました。

事務局： あと、3人目のお子さんは無料……。

事務局： 3人目のお子さんは無料なので、結局2人も3人も一緒なんですけれども、やはりD9を頂点に下がってきている状況がございます。

事務局： あと、最初のご質問になるわけですけれども、繰り返しになりますが、当然、先ほど来、どのようにサービスに対して還元していくかということを申し上げているところでございますけれども、冒頭、課長が申し上げたように、次世代行動計画後期の行動計画あるんです。そこで、今はまだサービスとして未実施の部分があって、それがやはり延長保育であったりとか、それから一時保育であったりとか、その部分がまだ十分達成されていない部分があります。そういったところにも、当然振り分けを考えていかなくはいけませんし、それから、先ほど申し上げたように、やはり待機児解消ということにも、いろいろ考えていくと。その辺のところ、解消していくところのエキスになるかなと考えております。

委員： 先ほどの〇〇委員さんのお考えに追加させてもらいますけれども、引き上げによって利用者にメリットがあるかどうかということは、あるのがもちろん望ましいんです。もう一つ大事なことは、一般市民から見て、現状の保育料の負担そのものに、公平さが保たれているかどうかということも大事な視点だと思うんです。だから、一般市民の人は税金を払って、国民も国に税を納めて、市民であれば市に住民税等を納めているわけです。一般市民から見て、負担の公平性が保たれるかどうかということも、非常に大事な視点になるので、そこは見落とされると、やはり市の当局と利用者とのガチンコになってしまうわけです。そういう単純なものではないということは、私も含めて理解しないといけないと思います。

委員： 一般市民の立場で言いますと、夫婦ともに働いていて、これだけ市に税金を出しているのに、何でまた値上がりなんだという感覚もありますよね。

委員： もちろん、それも。そういうマクロな視点も大事ですね。ただ、税金は保育料だけに使っているわけではなく、市政全体で使っていますから、要するに

所得の再分配ですね。これがきちんと誰が見ても行われているか、これは政治の手腕になるわけですから、その部分も当然踏まえた上でマクロの面でも見ていかないとと思うんですよね。住民税が上がったから保育料が下がるという単純なものではない。ほかの行政全般いろいろなことをやっているわけですから。その時代時代、あるいは先を見通した適正な行政運営をしているかどうかというところも、やはりマクロの点では見ていかないといけないということだと思います。誰もが、やはり税金は安く、それから保育料も安く、これは誰もが望むことです。それは、とにかく財源がないといけなし、公平性が保たれてないといけなしというところが、抜け落ちてはいけなしという。これは自分も含めて言っているわけですからね。

委員： そういう意味では、応能というところで、本当に700万円世帯が能力に見合った体力があるのかどうなのかというところが1つのポイントになってくるのかなと思うんです。値上げせざるを得ない。そうすることによって保育行政を維持していくんだというところで、値上げということをせざるを得ないのであれば、では、どのくらいのところが能力があって、どのくらいはその能力に準じた金額だというようなその境目を議論していかないと……。

部会長： D10でなくて、D11ではないかと。

委員： ということもあるのかなと。

部会長： ということもあるかもしれない。

委員： 私もそう思うんですけれども、例えば、700万円だとしても、それが例えば、正社員で700万円というのと、非正規雇用で700万円というのは、もともと全然違うものというか、社会に対する保障のされ方とかが全然違うし、この世帯の収入というのが、今の時代にそもそもそぐわないのではないかなと思うんです。何というか、世帯と考えると、例えば、これが700万円だとしても、650万円と50万円かもしれないし、その辺をもう少し調べるというか。

部会長： 資産も調べるようにということですか。

委員： そうではなくて、どのくらいの人から余分に値上げをするにたえられるだけの、それがD10なのか、D11なのかとかという意味です。

それと、A案、B案、C案とつくられたということは、市で望んでいるあ

るパターンというのがあって、それをもとにつくられているわけなので、これが、値上げをしないと、逆に、さっき皆さん、〇〇さんたちがいろいろおっしゃっていた、要するによくなるものがなければ余分に値上げをしても払いたくないというのは、本当に事実なんですけれども、逆に言えば、ここで値上げをしないとなくなってしまうものがあるということがあって、こういう案が出てくるというのも事実ですよ。結局、何か足りないから……。

部会長： サービスが減っていくという。

委員： そうそう。そういうことも考えられるのではないかなと思うんです。例えば、このA案、B案、C案と3つ出ているということは、どれかに当てはめたいというか、どれかにしないと今のサービスが維持できなくなってしまうというのものもあるのではないですか。どうなのでしょう。

事務局： まず、最初のご質問なんですけれども、認可保育所というのは国の基準というものが定められていまして、まずは国の基準の中で保育料が示されているわけなんです。そこのところに加えて、各市町村が独自に、国基準だけですと、階層の区分というのがあまりたくさんないものですから、各市町村が独自に、そこに細分化をして、それでこういった所得に応じたような、簡単に言うと表ですけれども、こういったものをつくって、それで利用料をいただいているという仕組みになっているわけです。

そうすると、そのところでは、各世帯ごとの状況ですとか、今、委員がおっしゃったような個々のいろいろな状況というものはなかなか把握し切れないわけです。個々に応じて利用料をいただくということは、なかなか難しいものですから、その辺のところは1つの指標として、やはり、ここにありますように、世帯の所得に対して、利用料というものを決めていくというのが1つの仕組みになっておりまして、この辺のところは、そこでちょっとご理解をいただく部分になってしまうんです。

おっしゃるように、今、それぞれの家庭にいろいろな事情があるということは、確かにそのとおりだと思うんですけれども、ただ、いわゆる公としての保育料を設定する場合には、大変申しわけない部分なんだけれども、個々の状況までをくむというところには至っていないわけです。

それから、あと、もう一つは、私どもとしては、繰り返しになりますけれ

ども、客観的に今の利用料というものを改めて整理してみたときに、先ほど来申し上げているように、この16分割された階層のところを照らしてみたときに、これを図式化というか、表にしたりとか、資料をつくったわけですが、そのときのイメージとしてというか、客観的事実として、D10階層を1つのポイントにして、いわゆるこの比率の関係が緩やかに下がっている。下がっている部分が結果として、ある程度所得が多い階層のところに傾向として下がっているところがあった。そのところに対して、事務局としては、その辺のところを所得に応じた案分というか比率といったところに着目したことが、この結果の資料なんです。それに対して、今ご議論いただいているわけです。

ですから、そのところは確かにいろいろな見方があるかもしれませんが、1つの私どもの示し方としては、今言ったような比率のところで、こういった案をお示ししたと。そのところで、さまざまなご議論ありましたけれども、そういう中でどのようにご判断をいただけるかというところになろうかと思います。

部会長： よろしいでしょうか。

委員： さっきからD10階層がポイントになっているんですけども、これは前回いただいた資料5で見たときに、D10が一番多いという部分があったわけですね。でも、これに関しては平成24年6月現在ではないですか。今年の6月はここだけでも、例えば、5年先を考えたときに、D10が一番多いとお考えなのか、それと過去で見たときに、D10が一番上の部分に来ていたというデータがあるのか、その部分を知りたいんですけども。これが、キーポイントとして考えるところで、大事なところではないかなと思うんですが。

それと、この先も東久留米で子育てをやっていく、あるいはいろいろマンションができたりとか、うちが建ったりしています。当然、そういうところは子育て世帯も入ってくると思うんです。そういう部分のイメージをしてきたときに、ずっとD10が多いだろうとお考えなのか。まちづくりを先に見たときにどういうふうに捉えているんですか。

事務局： これは、ご議論いただくときに、やっぱり現時点を押さえなくてははいけませ

るので、そういう意味でこの資料をつくっております。今、委員がおっしゃったように、これから先、5年後にこの階層がどうなっているかというところまでは、幾らシミュレーションをしたとしても、なかなかその部分をこうだということは示し切れないわけです。やはり、議論をしていただくために、今、現状でこの資料をご提示したということをご理解いただくしかないのかなと思いますけれども。

部会長： どうぞ。

委員： 単純なんですけれども、この所得の部分でも、ご夫婦が一生懸命働いても300万円。皆さん一生懸命働いてこの数字だと思うんですね。それで、段階になっていて、この1人における負担の割合が、高額になったところで下がっているというのは、私としては疑問視、やはり、比率というのは同じになったほうがいいのかなと思います。

同じ比率にしても、低所得者のほうが割合が同じでも、生活していく部分では2倍、3倍の負担額という形になっていくと思うので、安いにこしたことはないし、よりいいサービスを受けられるのはいいんですけれども、やはり経済があれしているところでは、この比率というところだけで見ると、やはり、みんな公平になるような対処をしたほうがいいのではないのかなと思います。

部会長： 一応、こういう議論としては、保育料については出尽くしたのではないかと思いますので、そのほかの、サービスはどうなるかと、5年後はどうなるかと、そういうことにつきましては、市役所でお答えすることができないので、この時点をしっかり見きわめた上で、ご判断いただきたいんです。

今、委員から出ましたような視点があるという意見もありましたので、そのほかの〇〇さんの意見、どのような階層だろうと、とにかく値上げはしたくないとかいう意見もありますので、それは後ほど、多数意見ということで挙手で決めていきたいと思いますので、その前に、認可外保育所との格差は正の所得に見合った負担をどのように見るべきかというところのご議論をお願いしたいんです。

先ほど、事務局からの説明につきましては、ご理解いただいたと思うんですけれども。

委 員： すみません。資料 35 なんですけれども、家庭福祉員さんの延べ人数のところ、7 施設 360 になっているんですね。これは、家庭福祉員さんというのは、わりと子育て経験のあるベテランの方に、少人数の保育でされているというイメージがあって、360 というのは……。

事務局： 12 カ月の延べ人数になります。家庭福祉員さん 1 人で、3 人なんですけど、補助者を使うと 5 人まで見るができるんです。

委 員： そうですね。

事務局： 市内に 7 人いらっしやって、1 人だけ 3 人、残りの方は 5 人ですので、それ掛ける 12 カ月なんですけれども、4 月、5 月、6 月というのは埋まらない状況があるので、それで実績に応じた人数が大体このくらいということです。4 月、5 月は、どうしても認可保育園に移ったりされる方が多いので、そういったことで、4 月、5 月はあきがある状況があるんです。ですから、そういった実績を含めた人数が大体このくらいの人数であるということです。

委 員： わかりました。そういった場合に、この A 案の 6 % の根拠ですか。この根拠を知りたい。

事務局： それは、先ほど部長からも申し上げましたけれども、今後、消費税が 8 %、やがては 10 % に上がるとか、あるいは、市のほうでもごみの有料化ですとか、公共施設の使用料の見直しなんかも行っておりまして、その辺の負担増を配慮した結果で 6 % というところを A 案としては考えたところです。

部会長： 何%とか、ご意見がありますか。

委 員： 例えば、6 % 以下だったらどんなシミュレーションが出てくるのかなとか。例えば、これ単純に 692 万円を 700 万円として計算した場合に、700 万円であれば、九百何万でなくてもいいわけですね。

事務局： 認可外保育施設の保護者助成と保育料の値上げというのは、別物なので分けて考えていただきたいんです。これがそっくりそのままそっちに行くわけではないので。保育にかかる、市が保育にかけている費用というのは毎年 30 億円かかっているんです。ですから、仮に 1,000 万や 2,000 万、5,000 万上げたって、年間 30 億かかっていますんで、何といいますか、市で持ち出している部分が多いというところなんです。ですから、先ほど、これがなくなったら何かができないとか、そういうことはないんですけれども、

やはり、能力に応じたご負担をしていただきたいというのが、1つは趣旨にはありますので。

事務局： 課長が申したのは、今度は認可外の議論になったわけですね。先ほどは、認可の保育料の話は一通りやっていただいて、今、認可外のほうに移ったときに、資料に基づいて委員からお話があったわけですが、ですから、これは1つのシミュレーションとして、ご提示しているわけです。例えば、仮に5,000円上げた場合に、延べ利用人数との関係でこうなりますと。1万円上げた場合にはこのようになります、これは1つの例示としてお示したわけですから、これは私どもが金額が幾らかとか、そういうつもりでお出ししているわけではなくて、1つの例示として出したわけです。

それで、関連する資料としては、各市の認可外グループの7市以外は全部やっているとか、それからグラフ化したものをお示ししていて、全体の内容が、これは前回の資料かな？ グラフのやつは。

事務局： グラフは前回のですね。移った場合の費用ですよ。

事務局： 違う。グラフになっているやつ。

事務局： グラフは今回です。今日お配りした資料です。

事務局： 今日お配りした資料の一番最後です。一番最後に、26市の認可外の助成のものを簡単にわかるようにグラフ化したものがありますけれども、客観的な資料として、こんなような状況ですとか、あるいは先ほどもう一つの事例としては、課長からご説明したのは、認可外に通っておられた方で、今回移られた方が33名おられて、その方々が19名の方だったかな。

事務局： 20人を無作為抽出して、19人が下がったと。

事務局： 19人の方の下がった率が、金額にすると1万円を超えるような結果が出ているとか、そこら辺は客観的なお話として申し上げた話なんです。さっき言ったように、これはあくまでも認可外の議論をするための資料であって、認可の先ほどの保育料の、例えば、A、B、C案とこれとの関係性はないわけです。それは、完全に切り離してもらって、これはあくまでもこれということで、物事の見方の例示として、お示した資料なので、今後ご議論をいただいて、この辺とか、認可外の方々への利用助成が必要なのかどうかというご議論も含めて、必要な場合にはどんなものなのかということが、いろいろ

ご議論いただければありがたいと思っているわけです。

部会長： さっきは保育料の値上げだったんですけれども、今回は差額の補填というお話ですので、その、やるべきなのか、そんなものは必要ないということなのか、それともではやるべきであればどのくらいなのかというのを資料に基づいてご検討いただきたいというところなんです。

〇〇委員、どうぞ。

委 員： 家庭的保育をやっているんですけれども、昨年度、つくしさん、認可外保育園ですけれども、認証保育施設のつくしさんと一緒に署名運動、やはり保護者補助の署名運動をして、一応昨年度、議会で採決されましたけれども、予算がないということでそれは実行されていないんですが、実際、私たちが預かっているお母さん方も、何で認可に移られるかというのは、やはり保育料がちょっと高いという理由が一番多いのかなと思うんです。

今来ている子供さんたちもそうですけれども、保育料が保育園と同じくらいであれば、せめて2歳くらいまでは置いておきたいとおっしゃる方が多いわけなんですけど、やっぱり少人数というところで私たちは保育をしているので、目が届くというところもあって、そういうところは今新システムのほうでも、小規模保育園の中で家庭的保育というところも見直されてというか、施設をつくるのにお金はかからないので、利用しやすいし、どう言えばいいんでしょう、施設をつくる必要はないし、今あるところで簡易的にできるというところはあるとは思いうんですけれども、一応そういう地域型保育の給付ということに位置づけられていて、学童保育とか、そういうのもこの中には入ってくると思うんですけれども、そういうふうに補助、多分これから何かしら新システムが決まることによってあるとは思いうんですけれども、今の現時点での保育料というのは親御さんにとってもかなり負担かな。両親ともども正規に働いていらっしゃる方にとっては、多分先ほどおっしゃったんですけれども、保育園との、私たちのほうが安いというのもあると思うんです。そこは、限度、ラインを引くとおっしゃってましたので、それはそれとして引いていただいて全然構わないと思うんですけれども、やはりパートで来ているお母さんも多いので、その辺は保育料の補助というのを、ぜひ私たちとしては希望したいところです。

部会長： ○○さん。

委員： この資料３５の助成金というのは、合計金額は１カ月の金額ですよ。

事務局： ３５ですか。３５の補助金額ですか。６９２万円は、１年間のトータルの金額です。

委員： 今回の案についてですが、これは定額になる場合ですね。５，０００円の場合と、１万円の場合と。これで次の資料３６を見ると、調布、小平、福生などは所得割課税額や認可保育料との差額を補助するみたいな変動制と書いてあるんですけども、このそれぞれの違いというか、メリットというか、例えば、今回、市としては定額ということでデータを出してくれましたけれども、あえてこっちの変動制で出してこなかったというのは、何か意図というか、考えとかがあるんですか。

事務局： 前回資料でお示ししましたように、認可外保育施設から移った３３人のうち２０人を無作為抽出して調べたところ、１万円以上下がったという方が１６人、約８０％だったんです。ですから、多分認可保育料との差額ということになりますと、多分お一人当たり２万とか３万とかという方も出てくると思うんです。そうすると、とても市ではなかなかそれだけの額を財源として確保することは難しいというところがあります。認可保育園に入った場合、ほとんどの方が安くなりますので。

委員： 前にもお話ししたのは、認可に入りたいけれども、入れなくて認証に行っていらっしゃる方とかの立場を考えると、変動制のようにやっていただけると、本当により家計的に助かると思うんですけども、そこはまた市の財政事情という部分もあるというのもわかりましたので、ただやはり、実際に先ほどのデータでも見たように５０％、５５％の方は認可保育園に移っているところでは、やはり認可保育園のほうに希望されているという現状がある中では、やはり何らかの形のこういった補助や助成金みたいなものは、つくっていただいたほうが家計的にも助かると思いますし、そういう制度があるんだということで、ほかの市から東久留米市で子育てをしてみようかみたいな一歩にもなると思いますので、これはぜひやっていただきたいなと。

ただ、額に関しては、ちょっと反対で、できるだけある部分は出していきたいなというところがありますので、当然ながら。その点でいって、や

はり市のほうとしては、上限として予算的に1万円くらいをお考えなんですか。

事務局：　そうですね。1万円くらいが限度、1万2,636円という平均額もありますし、そういうところで1万円くらいが上限ではないかなと考えてはおりますけれども。

部会長：　どうぞ。

委員：　ちょっと先ほどから、今回の議題としては「保育サービスの受益者負担について」という議論が、我々の保育部会の議論なんだけれども、これは違うんですね。これは、助成ですよね。助成だから、結局、わりと誤解されるように、保育料を値上げしてこっちに回すというのはあり得ない。やはり、もう1本項目を立てて、したほうが、誤解されないのかなというのが1つあるんですね。一括りにしてしまうと、値上げして、補助するみたいな形になると、利用される方にとっては、自分たちの値上げがこっちに回るんだなというふうな誤解が生まれるので、しっかりそこはきちっと分けて議論なりしてほしいなと思いました。だから、そこは念押しをして。

それと、私もそういう意味では、負担が大きいということで、助成することに関しては、していただければと思うんですけれども、どこのラインに負担する部分と、この方は収入があるから助成しないというところのラインをしっかりと考えなくてはいけないし、もう一つは、東久留米市民に限ることなんですけれども、市外の方は、小平だったら、小平からお金がもらえるということになっているんですね。それなら、こういうふうにしても構わないと思うので、ラインの引き方が1つのポイントになってくると思います。

部会長：　それはよろしいですね。

事務局：　はい？

部会長：　ラインの引き方がポイントだというのは。

事務局：　東久留米市の方だけです。西東京市民の方で、東久留米市の認証保育所を利用されている方は、西東京市から出ていますから。

委員：　あと、収入の部分でどこまで助成しているというのは……。

部会長：　収入の部分も見ない？

事務局：　そこら辺がなかなか難しいところではあるんですけれども。

委員： それは、認可に入れた場合の保育料と同じであれば助成はしないということですね。先ほどそのような話に受け取ったんですけれども。

事務局： そうです。もし、認可に入れた場合の保育料が、仮に今、認証で4万円払っていて、1万円助成されて3万円だと。認可に入れたら、3万2,000円だという場合は、認証のほうが安くなってしまいますから、それは所得制限ということで考えておりますけれども。

事務局： ちょっと補足をしますと、ただこの、今少し具体的な話になってしまっていますけれども、私どもとしては、市全体の中で、いろいろな補助金があって、補助金というものを、今どのように有効に使っていただこうかと、いろいろな議論をやっているわけです。それで、補助金というものを見たときに、やはり、全ての補助金、ほとんど、99.9%くらいになるんですけれども、ほとんどの補助金については、やはりいろいろな所得に応じた制限はかかっているんです。

これで、今、私どもは資料としてご提示をしておりますけれども、この議論を踏まえて、どのようになるかは今後の議論になるわけですが、仮に、補助金を創設していただいた場合に、やはりそれが、フリーで全てに対して、例えば、この補助制度が活用できるかどうかといったところは、やはり、一定、当然、予算というものももちろんあるわけですが、予算のほかにも所得に応じた、そういったところの制限というものも視野には入れておきたいと思うんです。ただそれが、具体的にどのようになるかというのは、具体的になかなか例示はできませんけれども、そういったことの意識は持っています。所得ということの制限も視野に入れているという意識は持っています。

部会長： よろしいでしょうか。

〇〇さん。

委員： 1万円、5,000円ですが、東久留米市民であれば、認証に預けている方は全員1万円という……。

事務局： そうです。ですから、西東京市の認証保育所を利用されている方に対しても、東久留米市民であれば助成をしようという、というか、このシミュレーションはそうになっています。

委員：　ここで、ほかの市も1万円とかいろいろ出ているんですけれども、僕の持っている個人の資料ですと、例えば、月160時間以上の利用者に対してだとか、もっと細かい規定があるんですね。そうではなくて、多分おそらく、認証に預けていても、何というんですか、例えば、認証の場合は、保育に欠けるという条件ではなくて、預けたかったら預けられるという部分もあるので、中には、例えば、本当に言い方は悪いですが、裕福であるから子供を預けて、自分の時間を持って預ける方もいるかもしれない。でも、中には保育園に預けたいのに、預けられなくて入っている方もいる。

これを全部一くくりにして全員に1万円出すと考えていくのか、それとも、ほかの自治体みたいに、例えば、月160時間以上だとか、いろいろな部分に、そういう部分をやっていくのか、ただともかく今日のこの場は認可外の保育施設に関する補助みたいな形の方向は確認していきましょと、ただ、具体的な部分については、例えば、全員に1万円出すかどうかとか、そういう部分については、ほかの自治体のそういった部分を詳細に見て、本当に、別の意味で公平な形での、なるかどうかという部分は、別で論議しましょうとしていくのかという部分だと思うんですけれども。

部会長：　公平性を担保してほしいというご意見だと思いますので、それは担保できますよね。

事務局：　細かい部分については、今後、担当が考えてまいりますので。

先ほど〇〇委員がおっしゃったのは、府中市なんかだと、月に160時間以上の利用者とか、そういう制限をかけている部分はありますので、他市の動向など研究をして、もし実施ということになれば、当然考えていかざるを得ないと考えております。

委員：　八王子市なんかは、月1万5,000円なんですけれども、第2子以降は1万円をさらに出しているところもあるんですよ。認証に2人預ける方は、なかなかないかなと思うんですけれども、そういう部分もあったりするので、ほかの自治体のこういった利用助成の細かい部分なんかを参考に、もうちょっと東久留米独自のこういう部分をつくっていただきたいなと思いますので。全員に1万円であれば、本当にいろいろな方に渡るので、これはこれでいいのかなとは思っていますけれども。

部会長： わかりました。ありがとうございました。

それでは、時間も迫っておりますので、1つ目の保育料の見直しについては、利用者全体の負担率の公平性、つまり、所得に応じた負担率という観点での応能負担の割合が比較的低い、主にD10からD16階層の引き上げについて、事務局がるる説明いたしましたので、この部会といたしましては、審議の結果を審議会に報告したいと思いますし、しなければなりませんので、大変恐縮ではございますが、私、部会長としましては、皆さんのご議論を踏まえた上で、協力を得まして、社会福祉審議会条例第6条第2項の規定、審議会の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによると。第7条第7項の前2条の規定、これは6条と7条のことですが、部会の運営について準用するということになっておりますので、多数決ということで……。

委員： すみません。今日採択しなければいけないんですか。

部会長： はい。

事務局： よろしいですか。私どもとしては、1つは方向性ということでは、今、部会長が申し上げたように、審議会に報告するに当たって、今日、それから次回は学童保育料とありますので、会の、とりあえず今日の結果、結論として、方向性としては、どうしてもその辺のところは皆さんのご意思を確認しておきたいということでございます。

委員： 確認の内容というのは、例えば、A案であれば、A案で行きますとか、そういうことではなくて。

事務局： まずは、第一義的に、2つの議論をお願いしたわけです。保育料の引き上げについては、どうですかということを、まず皆さんにご確認したい。それからもう一つは、認証保育所といいますか、無認可の方々への補助についてはいかがですかということを、まずはそこのところを、決をとらせていただきたいということでございます。仮に、そこのところで、決をとったときに、その決の結果として、その後どうするかということを、時間の許す限りですけども、そのところも、部会長からお願いしたいと思うんですけども。

委員： 前に僕がかかわったときには、その場での採択というのは行われなかったと思うんです。最終的には、今回と1回か2回か、そのくらいありました。こ

の後、社会福祉審議会も今後。これのところで、市に出す報告のまとめの部分で、こういった形で、今まで論議したことをまとめて報告したいと思いますけれども、よろしいでしょうかという形での採択だったと思うので……。

事務局： よろしいですか。今、〇〇委員がおっしゃるように、今のようなご提案ですと、今日の議論をとりあえず部会長、事務局に一任をしていただいて、そこで、今日の結果をまとめて、後日、最終の予定がございますので、審議会に報告する前のときに、それを皆さんにお諮りして、いかがですかと、多分こういう話だろうと思うんです。

委員： そうですよ。

事務局： そういうことは一つあるかもしれませんが、今、私どもとしては、今日の方向性ということはひとつ、やはりご意思としてご確認させていただきたいと思うんです。だから、今申し上げたように、1つは保育料の引き上げということについてはいかがでしょうか。それから、いわゆる無認可の利用者の補助についてはいかがでしょうかといったところは、まずはご意思をいただけないかなと思っているところです。

会長から皆さんに。

委員： すみません。ちょっと聞いてもいいですか。

先ほど、無認可に対する補助のあれで、160時間以上と言われましたでしょうか。

事務局： はい。ほかの市の例ですと、月に160時間以上の利用があることというのは……。

委員： 保育園自体、保育所に入るためには、週4日以上、4時間以上、四四、16時間以上だと保育所に入れることになっている……。

事務局： 週3日の6時間以上です。

委員： 週3日の6時間以上。三六、18時間、1週間に。それで保育所に入れるわけですね。ということは、その補助に対する基準も、そこで……。

事務局： それはほかの市の例であって、今、まだ、東久留米市がそうと決まったわけではないので。

委員： 今、そうおっしゃっていたので。

事務局： そういった例もありますという〇〇委員さんのご意見です。

委 員：　　そうですか。

事務局：　確かに、内職なんかだと、週 3 日以上、かつ週 16 時間以上というところに入れますので、保育に欠ける時間が、それ以下になってしまう場合も、もちろんあると思いますけれども。

部会長：　よろしいでしょうか。

何かありますか。いいですか。

委 員：　おそらく、値上げの方向で見直しをしていくという大筋の合意を確認することなんですかね。

部会長：　そうです。

委 員：　ただ、パーセンテージとか、そういう部分に関しては、この後も論議する機会はあるわけですか。

部会長：　いや、保育料につきましては今日の議論で終了です。

委 員：　では、どのようになるかは、わからないという。ここでは、今後は論議できないという。

部会長：　いえ、ここで……。

事務局：　それよりも、今、皆さんのご意思が全然わからないわけですよ。そもそも、そこはまだご意思の確認をされていないので、まずは保育料の引き上げについてはどのようなご意思なのかというところは、今、全く確認をされていない中での話なので、ちょっとそれは難しいわけです。ですから、そこを私どもは、部会長から皆さんに対して、その辺のご意思の確認をさせていただくということ、先ほど部会長はおっしゃったわけなので、そのところはいかがなんでしょうかというところですね。

委 員：　挙手を挙げてやるのか、それとも一人一人……。

部会長：　挙手でお願いいたします。

委 員：　挙手の選択肢というのは賛成か反対の 2 つしかないのですか。

部会長：　1 つだけお聞きしますけれども、保育料の引き上げについて賛成の方の挙手をお願いいたします。

委 員：　という聞き方になるということですか。

部会長：　という聞き方です。それで、その中身については、〇〇委員が言われたように、今日のところは、A、B、C のどれにするかということ、市に一任す

るということなのか……。

事務局： 部会長も含めてです。

委 員： 先ほどの議論の中だと……。

部会長： 部会長、副会長、市役所に一任していただけるのか、それとも、やはりここで結論を出すというところに行くのか。それは、〇〇委員が言われましたので、今は、決まっていはいないというところです。

委 員： どうですか。ちょっとご提案なんですけれども、この社会福祉審議会と、この子育て支援部会のタイムスケジュールを見ながら、皆さんご意見をいただいているんですけれども、この子育て支援部会は、あと2回予定されていて、第4回目の最終の部会のときに、議論の取りまとめと答申の策定となっています。これが1月になっていますよね。これを考えると、今日は、部長さんが言われたように、方向性についてどうなのかということの合意をするのが第1ステージ、詳細についてはまだ議論の時間があるので。と同時に、審議会のほうでも、支援部会として答申をするわけだから、社会福祉審議会でも、親の会で、細部について、あるいは子育て支援のこれについて議論をしていくということがあれば、それは親の会のほうでするわけなので、全部結論を出すというわけではないですね。

部会長： 附帯意見をつける。

委 員： それから、採決、賛成、反対と言われたのですけれども、そういう単純なものではなくて、賛成は、積極的な賛成と、消極的な賛成、やむを得ないという部分もあると思うんですよね。それから、反対もありますでしょうし。まだ、判断つきかねるので保留といいますか、そういう部分もあるかと思うので、そういう積極的に賛成したい、絶対同意すべきだという人もあれば、現状ではやむを得ないから消極的に賛成と、そういうイエス、ノーだけではなくて、もう少し具体的にしたほうが、合意形成が図れるのかと思いますが、いかがでしょう。

部会長： それは結論を出す意味では、ちょっと……。

委 員： そうですか。それは部会長さんにお任せしますけれども。

部会長： これは、審議した上での結論として、附帯意見もつけて審議会に上げますので、審議会でもう1回、これはどうなのかと、値上げしてCに決まったけれ

ども、もっとあるのではないかとかいうこともあるかもしれませんが、全く値上げは許さないぞという意見が多かったのだけれども、審議会ではどうなんだと。それは、国の基準からいってもどうなのかということに、皆さんのご意見次第で変わってきますので、今日のところは、これだけしっかり資料も出ましたし、十分にご議論もいただきましたので、ファーストステージとして。

委 員： そうですね。方向性ということで。

部会長： 方向性を決めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委 員： ちょっと確認ですけれども、今が方向性で、先ほど〇〇委員が言った、次が学童保育で、最終的なところで、また皆さんの意見、具体的な意見になるという考え方でよろしいですか。

部会長： はい。ただ、方向が変わるということはないと思います。

委 員： それはない。

委 員： そこは、今までの議論の中でも、変わるという議論はなかったのです。

部会長： よろしいでしょうか。

それでは、保育料の引き上げについて賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

委 員： 私は、消極的です。

部会長： 第1ステージです。

5名の方が賛成していただきましたので、9名いらっしゃいますから、5対4で賛成ということで、その中身につきましては……。

委 員： ちょっと待ってください。4名の方に、反対かもしれませんが、保留という人もみえるのではないかなと思うんです。そこをお諮りしたほうがよろしいのではないのでしょうか。

部会長： では、挙手されなかった4名の方に、積極的な反対なのか、消極的な反対なのか、保留なのか、今はわからないという意見なのか、お聞きしたいと思います。

委 員： そうですね。

部会長： 積極的な反対の方は。

(積極的反対者挙手)

部会長： 1名、2名。

消極的反対の方は。

(消極的反対者挙手)

部会長： 1名。

保留が1名。

妥当な結果だと思いますけれども。

委員： 附帯決議的なことというのはどうしますか。

部会長： これを踏まえまして……。

委員： 次回以降ですね。

部会長： 次回以降にいたします。その中身といたしましては、一応賛成ということで、方向性は決めたいと思います。よろしくお願いします。

それで、次ですね。差額の補填ということにつきまして、その中身はまだ決まらないのですけれども、補填につきまして賛成か、反対か、お願いいたします。

事務局： 補助です。補填ではなくて、利用者の補助です。

部会長： 利用者の補助ですね。すみません。

利用者の補助について、賛成か、反対か、お諮りいたします。賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

部会長： では、全員賛成で。

それでは、その中身について賛成という方向性で決めていきたいと思います。それで、先ほどから出ております公平性の担保と、応能負担という考え方で進みたいと思いますので、よろしいでしょうか。部長のほうは。

そういうことで行きたいと思います。

事務局： 先ほどのご議論を伺っていますと、とりあえず方向性を決めていただいたので、この後の細かい部分については、また次回以降に、ちょっと時間の配分もありますけれども、その部分でまた少し議論いただくなり。

あと、一応、部会長のほうに今日の議論の結果は引き取らせていただいて、ある程度、今日の議論の内容は事務局も含めてまとめておきます。そのまとめた結果をもって、また次回以降、議論の場を若干またとらせていただいて、

そこでもう少し内容についてご議論を深めていただきながら、最終の報告につなげてまいればと思っておりますので、その辺は、部会長、皆さんによろしいですかね。

部会長： 補助につきましては、賛成の方が全員ですので、補助するという方向で行けるものであれば一番よろしいという結論だと思います。中身につきましては、次回。よろしくお願いします。

委 員： ちょっとよろしいですか。議題に、別項目として立ててもらえるといいかなという……。

委 員： 1本ではなくてね。

事務局： よろしいですか。冒頭にもちょっと触れたんですけども、保育サービスの関係で、最初に部会長からおっしゃっていただいたんですけども、今日の議題として2つ、諮問書にもあったように、いわゆる保育料の見直し、引き上げの関係と、それから格差是正ということがあったと。そういう点で、今日の議論の中で、保育サービスの受益者負担といったところに、今の内容に含めて、冒頭、部会長からおっしゃっていただいたところでございますので、申しわけございませんけれども。

委 員： すみません。

部会長： それでは、〇〇委員、最終的に何かございますでしょうか。

委 員： ありません。

部会長： 先ほどのあれでよろしいでしょうか。

委 員： これからも、さらに議論をしていくということが大事だと思いますので、方向性は見えましたがね。

委 員： この話し合いを、次回に学童のこともやって、最終的に部会長と副部会長と事務局でまとめをつくっていくわけですね。この中で、例えば、保育料については値上げのほうの改正と、無認可のほうの補助は出ると思うんですけども、前回の社会福祉審議会でいろいろ値上げのときに意見を出したんですが、まとめの中には、一切そういう意見がなかったかのような形でまとめられているわけです。となると、こっちとしては、いろいろな方の意見をくみ上げて発言しているにもかかわらず、一切そういった意見がなかったかのようなまとめをされると、何のためにいろいろ出てきたんだろうみたいな脱

力感もあるわけです。ですから、方向性が決まった部分に関しては、そこをひっくり返そうとかいうことはありませんけれども、やはり、そういった意見もあって、論議した中でこういうふうにとまとめたみたいな、そういう部分を、わがままかもしれないですが、考慮していただきたいと思います。

部会長： それは、意見としてつけることはできるんですよね。

委 員： 附帯意見、附帯条項ということで大事ですよ。

当然、議事録は公開されているわけですよ。部会はどうなんですか。

事務局： そうです。議事録は、各委員さんにも、今日の議論は議事録という形で。いつもお伺いしているんでしょう、議事録は。

事務局： そうです。

事務局： 議事録については、皆さんにご確認いただくように、毎回のよう議事録はお出ししますので、そこでまずはご確認いただけたと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

部会長： それでは、次回の日程につきまして。

事務局： 次回、第3回目につきましては、初めにお話ししたように、今度は学童保育について、保育所費について、いわゆる利用料について、ご論議いただくことになっております。

当初予定では、10月下旬から11月初めというところで、予定表として入れておりますけれども、会場の関係で、日程だけ、今押さえている部分をお示ししたいと思います。10月29日と、10月30日、それと11月5日、この3日間のところで、会場を押さえておりますので……。この分につきまして、調整をさせていただければと思います。

部会長： 29日はいかがでしょうか。

委 員： オーケーです。

部会長： 都合の悪い方はいらっしゃいますか。

それでは、29日ということで。

事務局： よろしいですか。

部会長： ありがとうございます。

事務局： また、この次につきましては、会場とか、時間ですね、時間は一応19時からという形になりますけれども、会場その他につきましては、また事務局か

ら、それぞれ委員にご通知さしあげますので、よろしくお願いいたします。

部会長： よろしく願いします。

今日は、長時間ありがとうございました。では、今日はこれで散会いたします。

事務局： どうもありがとうございました。

—— 了 ——